

琴浦町告示第58号

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から令和8年5月25日付鳥農機構第95号で申請のあった農用地利用集積等促進計画を令和8年5月29日認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月29日

琴浦町長 福本 まり子



※ 公告には、農用地利用集積等促進計画の他、以下の書類を添付する。

区 分	添付する書類の名称
賃貸借・使用貸借	農用地利用集積等促進計画に係る条件等
売買	1 共通事項（地権者から機構への所有権移転関係）
	2 共通事項（機構から耕作者への所有権移転関係）

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体 の 名称	干 番 号	住所	経営 体 の 区 分 (注2)	経営 体 の 機 構 利 用 の 有 無	添 付 書 類 省 略 の 区 分 (注3)	契約の状況			地域計画 の 地区	契約 区 分 (注4)	備 考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)							新規	更新	付替				
1	琴浦町	森藤	大フケ	721	田	田	飼料畑	2,143	2,143	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	6,600	14,144	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	6,600	14,144	合同会社 前田 牧場	689-2321	鳥取県東伯郡琴浦町大字 森藤316番地	①	○	○	○				下郷	①	
2	琴浦町	八橋	御敷田	2103-1	田	田	普通畑	676	676	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,000	4,056	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,000	4,056	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2 豊田ア パート		○	○	○				八橋	①	
3	琴浦町	八橋	清水前	2418-1	田	田	普通畑	1,971	1,971	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,000	11,826	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,000	11,826	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2 豊田ア パート		○	○	○				八橋	①	
4	琴浦町	光	壹町田	99	田	田	普通畑	2,715	1,000	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	20,000	20,000	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	20,000	20,000	足立 寛典	689-2532	鳥取県東伯郡琴浦町大字 太一垣352番地			○	○				安田	①	
5	琴浦町	森藤	的場	460-1	畑	畑	飼料畑	1,073	1,073	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,500	6,975	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,500	6,975	陰山 光彦	689-2321	鳥取県東伯郡琴浦町大字 森藤138番地1	①	○	○		○		下郷	①		
6	琴浦町	森藤	的場	486-2	畑	畑	飼料畑	548	548	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,500	3,562	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,500	3,562	陰山 光彦	689-2321	鳥取県東伯郡琴浦町大字 森藤138番地1	①	○	○		○		下郷	①		
7	琴浦町	丸尾	五郎丸	375	田	田	飼料畑	1,210	1,210	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	7,000	8,470	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	7,000	8,470	天野 光雄	689-2306	鳥取県東伯郡琴浦町大字 笠見35番地	①	○	○	○				八橋	①	
8	琴浦町	大杉	式反長	89-1	田	田	水田	1,638	1,638	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,295	3,759	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,295	3,759	岩垣 竜雄	689-2335	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中津原329番地		○	○	○				上郷	①	
9	琴浦町	大杉	式反長	89-2	田	田	水田	61	61	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,295	140	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,295	140	岩垣 竜雄	689-2335	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中津原329番地		○	○	○				上郷	①	
10	琴浦町	大杉	式反長	89-3	田	田	水田	480	480	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,295	1,101	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,295	1,101	岩垣 竜雄	689-2335	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中津原329番地		○	○	○				上郷	①	
11	琴浦町	槻下	石橋	1819	田	田	飼料畑	3,103	3,103	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	2,000	6,206	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	2,000	6,206	池山 晃広	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字 八橋562番地21	①	○	○	○				浦安	①	
12	琴浦町	倉坂	駄坂	26-1	田	田	飼料畑	2,283	2,283	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	5,000	11,415	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	5,000	11,415	川本 潤一郎	689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字 三保154番地	①	○	○	○				下郷	①	
13	琴浦町	倉坂	駄坂	27-1	田	田	飼料畑	2,358	2,358	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	5,000	11,790	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	5,000	11,790	川本 潤一郎	689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字 三保154番地	①	○	○	○				下郷	①	
14	琴浦町	倉坂	西平坂	163	田	田	飼料畑	2,949	2,949	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	5,000	14,745	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	5,000	14,745	川本 潤一郎	689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字 三保154番地	①	○	○	○				下郷	①	
15	琴浦町	三本杉	欠口	405	田	田	水田	651	651	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	4,608	3,000	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	4,608	3,000	馬野 善明	689-2334	鳥取県東伯郡琴浦町大字 三本杉612番地		○	○	○				古布庄	①	
16	琴浦町	三本杉	山カケ	576	田	田	飼料畑	1,332	1,332	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,778	3,700	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,778	3,700	馬野 善明	689-2334	鳥取県東伯郡琴浦町大字 三本杉612番地		○	○		○		古布庄	①		
17	琴浦町	三本杉	苞田	645-1	田	田	水田	1,908	1,908	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,778	5,300	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,778	5,300	馬野 善明	689-2334	鳥取県東伯郡琴浦町大字 三本杉612番地		○	○		○		古布庄	①		
18	琴浦町	槻下	駕籠据場	2548	畑	畑	普通畑	1,954	1,954	青	R8.6.1	R14.5.31	6年0ヶ月	4,000	7,816	R8.6.1	R14.5.31	6年0ヶ月	4,000	7,816	Earth grace 株式会社	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字 逢東612番地	①	○	○	○				浦安	①	
19	琴浦町	槻下	駕籠据場	2547	畑	畑	普通畑	3,067	3,067	青	R8.6.1	R14.5.31	6年0ヶ月	4,000	12,268	R8.6.1	R14.5.31	6年0ヶ月	4,000	12,268	Earth grace 株式会社	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字 逢東612番地	①	○	○	○				浦安	①	
20	琴浦町	逢東	神子森	339-1	畑	畑	普通畑	1,809	1,809	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	5,000	9,045	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	5,000	9,045	Earth grace 株式会社	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字 逢東612番地	①	○	○	○				浦安	①	
21	琴浦町	槻下	垣ノ内	2179	田	田	飼料畑	3,572	3,572	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,800	10,000	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	2,800	10,000	盛山 裕彰	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字 槻下488番地	①	○	○	○				浦安	①	
22	琴浦町	浦安	飛井橋	52-2	田	田	水田	2,323	2,323	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	5,000	11,615	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	5,000	11,615	山田 茂	689-2316	鳥取県東伯郡琴浦町大字 下伊勢409番地1		○	○	○				浦安	①	
23	琴浦町	槻下	上斉ノ尾	2749	畑	畑	普通畑	2,667	2,667	青	R8.6.1	R28.5.31	20年0ヶ月	6,000	16,002	R8.6.1	R28.5.31	20年0ヶ月	6,000	16,002	米田 典昭	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字 八橋314番地		○	○		○			浦安	①	

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体 の名称	干 番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の有 無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)							新規	更新	付替			
24	琴浦町	出上	中附原	259-1	田	田	水田	864	864	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	玄米 30 kg	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	玄米 30 kg	前田 博司	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字 出上387番地1			○	○				成美	①		
25	琴浦町	八橋	小橋	2082-2	田	田	水田	2,933	2,933	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	玄米 90 kg	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	玄米 90 kg	大下 由起也	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字 八橋1986番地			○	○	○			八橋	①		
26	琴浦町	美好	隈の上	555-1	田	田	飼料畑	2,538	2,538	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	8,000	20,304	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	8,000	20,304	手嶋 和博	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下272番地2	①	○	○		○	下郷	①		
27	琴浦町	美好	明後寺	571-1	田	田	飼料畑	3,385	3,385	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	8,000	27,080	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	8,000	27,080	手嶋 和博	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下272番地2	①	○	○		○	下郷	①		
28	琴浦町	美好	明後寺	572-1	田	田	飼料畑	3,404	3,404	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	8,000	27,232	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	8,000	27,232	手嶋 和博	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下272番地2	①	○	○		○	下郷	①		
29	琴浦町	杉下	八橋野	455-5	畑	畑	飼料畑	725	725	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,500	4,713	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,500	4,713	手嶋 和博	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下272番地2	①	○	○	○		下郷	①		
30	琴浦町	杉下	八橋野	455-280	畑	畑	飼料畑	1,492	1,492	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,500	9,698	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,500	9,698	手嶋 和博	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下272番地2	①	○	○	○		下郷	①		
31	琴浦町	杉下	八橋野	455-289	畑	畑	飼料畑	406	406	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,500	2,639	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	6,500	2,639	手嶋 和博	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字 杉下272番地2	①	○	○	○		下郷	①		
32	琴浦町	八幡	北向田	1587	田	田	水田	3,397	3,397	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	3,000	10,191	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	3,000	10,191	定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤碕2530番地70	①	○	○		○	安田	①		
33	琴浦町	八幡	北向田	1588-1	田	田	水田	2,082	2,082	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	6,246	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	6,246	定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤碕2530番地70	①	○	○		○	安田	①		
34	琴浦町	八幡	北向田	1588-2	田	田	水田	40	40	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	120	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	120	定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤碕2530番地70	①	○	○		○	安田	①		
35	琴浦町	光	堂ノ上	107	田	田	水田	3,018	3,018	青	R8.6.1	R14.5.31	6年0ヶ月	4,970	15,000	R8.6.1	R14.5.31	6年0ヶ月	4,970	15,000	定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤碕2530番地70	①	○	○		○	安田	①		
36	琴浦町	八幡	中道ノ下	765-1	畑	畑	普通畑	522	522	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	1,566	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	1,566	定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤碕2530番地70	①	○	○		○	安田	①		
37	琴浦町	八幡	中道ノ下	766-2	畑	畑	普通畑	908	454	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	1,362	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	1,362	定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤碕2530番地70	①	○	○		○	安田	①		
38	琴浦町	八幡	中道ノ下	1572	畑	畑	普通畑	1,094	1,094	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	3,282	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	3,282	定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤碕2530番地70	①	○	○		○	安田	①		
39	琴浦町	八幡	中道ノ下	1580	田	田	普通畑	2,960	2,960	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	8,880	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	8,880	定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤碕2530番地70	①	○	○		○	安田	①		
40	琴浦町	八幡	中道ノ下	1581	畑	畑	普通畑	934	560	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	1,680	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	3,000	1,680	定秀 悠介	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤碕2530番地70	①	○	○		○	安田	①		
41	琴浦町	勝田	三十郎田	91	田	田	水田	1,515	1,515	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	米 30kg	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	米 30kg	植田 光善	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字 出上292番地21			○	○			成美	①			
42	琴浦町	三本杉	欠口	403	田	田	水田	2,728	2,728	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	御古 修	689-2334	鳥取県東伯郡琴浦町大字 三本杉792番地			○	○	○		古布庄	①	
43	琴浦町	金屋	三反田	306-1	田	田	普通畑	2,196	2,196	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	山崎 隼太郎	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字 槻下996番地40	②	○	○	○		浦安	①		
44	琴浦町	中尾	伊勢野	1058	畑	畑	普通畑	573	573	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	山崎 隼太郎	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字 槻下996番地40	②	○	○	○		浦安	①		
45	琴浦町	中尾	伊勢野	1059	畑	畑	普通畑	334	334	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	山崎 隼太郎	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字 槻下996番地40	②	○	○	○		浦安	①		
46	琴浦町	筧津	西宮代	33-1	田	田	普通畑	2,623	2,623	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	財賀 靖洋	689-2531	鳥取県東伯郡琴浦町大字 佐崎33番地	①	○	○	○		安田	①		

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体 の 名称	干 番号	住所	経営体 の 区分 (注2)	経営体 の 機構 利用の 有無	添付書 類省略 の 区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の 地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)							新規	更新	付替				
47	琴浦町	金屋	大高谷	829	田	田	普通畑	1,456	1,456	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	Earth grace 株式会社	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字 逢東612番地	①	○	○	○				浦安	①	
48	琴浦町	金屋	大高谷	830	田	田	普通畑	1,520	1,520	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	Earth grace 株式会社	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字 逢東612番地	①	○	○	○				浦安	①	
49	琴浦町	槻下	大高野	2687	田	田	普通畑	1,674	1,674	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	Earth grace 株式会社	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字 逢東612番地	①	○	○	○				浦安	①	
50	琴浦町	梅田	坂ノ上	212	畑	畑	普通畑	523	523	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	真山 育雄	689-2544	鳥取県東伯郡琴浦町大字 笹津373番地		○	○	○				安田	①	
51	琴浦町	槻下	下薬師	1801	田	田	普通畑	1,145	1,145	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中尾270番地		○	○	○				浦安	①	
52	琴浦町	槻下	下薬師	1802	田	田	普通畑	1,108	1,108	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	山本 健介	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中尾270番地		○	○	○				浦安	①	
53	琴浦町	三保	下井尻	804	田	田	水田	963	963	青	R8.6.1	R9.5.31	1年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R9.5.31	1年0ヶ月	0	0	吉田 隆春	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安241番地2			○	○				下郷	①	
54	琴浦町	中津原	早稲田	187-1	田	田	水田	1,122	1,122	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	杉本 栄	689-2334	鳥取県東伯郡琴浦町大字 三本杉1078番地1			○	○				古布庄	①	
55	琴浦町	中津原	早稲田	188-3	田	田	水田	511	511	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	杉本 栄	689-2334	鳥取県東伯郡琴浦町大字 三本杉1078番地1			○	○				古布庄	①	
56	琴浦町	金屋	荘田	505	田	田	飼料畑	2,114	2,114	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	野口 龍児	689-2311	鳥取県東伯郡琴浦町大字 中尾586番地104		○	○	○				浦安	①	
57	琴浦町	野井倉	サゴ田	450-1	田	田	水田	1,065	1,065	青	R8.6.1	R12.5.31	4年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R12.5.31	4年0ヶ月	0	0	山下 弘	689-2336	鳥取県東伯郡琴浦町大字 野井倉295番地		○	○		○		古布庄	①		
58	琴浦町	中津原	上才ヶ崎	463-3	田	田	水田	1,326	1,326	青	R8.6.1	R12.5.31	4年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R12.5.31	4年0ヶ月	0	0	山下 弘	689-2336	鳥取県東伯郡琴浦町大字 野井倉295番地		○	○		○		古布庄	①		
59	琴浦町	光	樋掛り	93-1	田	田	飼料畑	515	515	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	大西 理将	689-2534	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光226番地	①	○	○	○				安田	①	
60	琴浦町	光	樋掛り	91-1	田	田	飼料畑	1,250	1,250	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	大西 理将	689-2534	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光226番地	①	○	○	○				安田	①	
61	琴浦町	高岡	樋口	230	田	田	飼料畑	1,848	1,848	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	○	○	○				以西	①	
62	琴浦町	高岡	樋口	228	田	田	飼料畑	1,327	1,327	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	Kurumi&Mfar 株式会社	689-2524	鳥取県東伯郡琴浦町大字 大父1251番地1	①	○	○	○				以西	①	
63	琴浦町	劔	下松垣	556-1	田	田	水田	1,883	1,883	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	門脇 幸治	689-2355	鳥取県東伯郡琴浦町大字 劔225番地2		○	○	○				下郷	①	
64	琴浦町	劔	屋敷田	228-8	畑	畑	普通畑	143	143	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	門脇 幸治	689-2355	鳥取県東伯郡琴浦町大字 劔225番地2		○	○	○				下郷	①	
65	琴浦町	笠見	出口	305-1	田	田	普通畑	2,998	2,998	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2 豊田ア パート		○	○	○				八橋	①	
66	琴浦町	笠見	才免	394-1	田	田	普通畑	1,251	1,251	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2 豊田ア パート		○	○	○				八橋	①	
67	琴浦町	八橋	南仙隠シ	3408-3	畑	畑	普通畑	2,650	2,650	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2 豊田ア パート		○	○	○				八橋	①	
68	琴浦町	別所	本谷頭	709-35	畑	畑	普通畑	9,716	9,716	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2 豊田ア パート		○	○	○				赤碕	①	
69	琴浦町	八橋	御敷田	2100-5	田	田	普通畑	2,862	2,862	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2 豊田ア パート		○	○	○				八橋	①	

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	干番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)							新規	更新	付替				
70	琴浦町	松谷	大堀	879	田	田	普通畑	1,518	1,518	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2 豊田ア パート		○	○	○				赤碕	①	
71	琴浦町	松谷	大堀	880-1	田	田	普通畑	977.00	977.00	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2 豊田ア パート		○	○	○				赤碕	①	
72	琴浦町	松谷	大堀	880-2	田	田	普通畑	900	900	青	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R18.5.31	10年0ヶ月	0	0	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字 浦安489番地2 豊田ア パート		○	○	○				赤碕	①	
73	琴浦町	大杉	市倉東峯	794-266	山林	畑	飼料畑	3,824	3,824	青	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R11.5.31	3年0ヶ月	0	0	合同会社 三浦 牧場	689-2326	鳥取県東伯郡琴浦町大字 光好564番地	①	○	○	○				上郷	①	
74	琴浦町	矢下	寺前	105	田	田	水田	273	273	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	小谷 芳徳	689-2324	鳥取県東伯郡琴浦町大字 矢下170番地			○	○				古布庄	①	
75	琴浦町	矢下	北田	901-1	田	田	水田	2,044	2,044	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	小谷 芳徳	689-2324	鳥取県東伯郡琴浦町大字 矢下170番地			○	○				古布庄	①	
76	琴浦町	矢下	北田	901-2	田	田	水田	230	230	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	小谷 芳徳	689-2324	鳥取県東伯郡琴浦町大字 矢下170番地			○	○				古布庄	①	
77	琴浦町	矢下	北田	901-3	田	田	水田	74	74	青	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	R8.6.1	R13.5.31	5年0ヶ月	0	0	小谷 芳徳	689-2324	鳥取県東伯郡琴浦町大字 矢下170番地			○	○				古布庄	①	

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 市町村で「添付書類(賃借権、使用貸借等)チェックリスト」により確認が行われた場合は【○】。「農用地利用集積等促進計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等(農業経営の状況)」は添付されたものとみなす。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。

○農用地利用集積等促進計画に係る条件等

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、農用地利用集積等促進計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地（以下「当該土地」という。）について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該土地を丙が適正に利用していないと乙が認めたとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定による報告を丙がしないとき。

ウ （8）イに該当する違反があったとき。

(2) 借賃の支払

ア 乙を介した借賃授受の場合、丙は乙の指定する期日までに乙の指定する口座に 1 年間分の借賃を支払い、乙は、乙に賃借権の設定等する者（以下「甲」という。）の指定する口座に 1 年間分の借賃を支払う。

イ 甲と丙が借賃の直接授受の場合は、別に定めるところによる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、(2) に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(4) 借賃の改訂

ア この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第 52 条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

イ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めることができる。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

(6) 転貸又は譲渡

丙は、本計画により権利の設定若しくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(7) 遅延損害金

ア 丙は、(3) により支払を猶予した場合を除き、(2) アに定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和 2 7 年鳥取県条例第 4 5 号）第 3 条の規定に準じて計算して得た額とする。

ウ 借賃の受渡を甲及び丙が直接行う場合は、借賃に関する債権及び債務は甲と丙の間で存在し乙は一切の債権及び債務を有さず、借賃の未払及び遅延損害等借賃授受に係る問題が生じた場合は甲と丙で解決することとし、乙は関与しないものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において甲が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で乙及び甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙と協議のうえ甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙及び甲の同意無く、当該土地の改良及び盛土（客土を含む）、中畔の撤去等の形質を変更、構造物の撤去をしてはならない。（ただし、排水対策等の為の明渠の設置は除く。）

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、丙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、事前に甲及び乙の同意を得なければならない。

イ アに基づき丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。

ウ 権利の存続期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を現状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、丙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常維持管理に要する経費は、丙の負担とする。

(11) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(12) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から 3 0 日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び鳥取県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 権利取得者の責務

ア 丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙が報告を求めた場合、丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、乙に報告しなければならない。

(15) 機構関連事業について

当該土地のうち、15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業が行われることがある。”

(16) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び内容に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定める。